前回審議会における意見及び対応

<意見1>

指摘箇所:プラン全体について

指摘内容: 近隣市町村のプランを参考にしながら、目標値をいくつか追加してみては?

例えば、既存の事業や施策に男女共同参画の視点を取り入れることもできると思う。

<対応>

基本目標の各説明のあとに、合計22の【成果目標】を新設。項目に対しての現況値および目標値を設定。

⇒【資料2】 成果指標一覧表 参照

	基本目標	改定案ページ	成果目標数
基本目標Ⅰ	人権の尊重及び男女共同参画社会に向けての意識改革	P.6	3
基本目標Ⅱ	意思決定過程への男女共同参画の拡大	P.16	3
基本目標Ⅲ	男女がともに仕事と生活の調和をはかれる環境づくり	P.25	11
基本目標IV	健康で安心して生活できる環境づくり	P.33	5
		合計 22	

<意見2>

指摘内容:審議会の参考資料として、伊達市の審議会等における女性の登用を用意してみては?

⇒【資料3】 H29 伊達市の審議会等における女性の登用 参照

<意見3>

指摘箇所:基本目標 [の説明文について

指摘内容:「各分野における男女平等について」の質問に対する結果のグラフを見ると、「平等になっている」 と答えた人の割合が<u>「学校の中で」で最も高いことが明白</u>ですが、4ページの本文中では触れられ ていません。何らかの言及があってもよいのでは?

ただし、現場で両性の平等を意識した教育、指導が行われているということと、学校に関わる市民の間でそれが実践されているということは別の問題であり、学校二平等というイメージは誤解を招く可能性があると思います。例えば PTA ですが、女性のコミットメントに対する依存が高いのに対して、会長職は男性に占められているといったことはないでしょうか。

<対応>

- アンケート結果をふまえ、「学校の中」が(46.8%)と最も高い、という文章を追加。(改定案 P.4 参照)
- ・基本目標 II の説明文において、地域活動の状況の記載部分で、以下の文章を追加。(改定案 P.12 参照) 「ほかにも、PTA 活動において、男性よりも女性への参加が期待されているのに対して、その会長職は男性 に占められていることが例に挙げられます。」

<意見4>

指摘箇所:基本目標IIに関連する "あらゆる分野における女性の活躍" データについて 指摘内容:市町村における審議会での女性委員の割合等のデータを記載してみては?

<対応>

基本目標Iの説明のあとに、6つの関連資料を新設。(改定案 P.15~16参照)

- (1)市町村における審議会等の女性委員の割合
- ②市町村議会における女性議員の状況
- ③女性管理職等の状況(管理職、二役、教育長・議長)
- 4町内会長等に占める女性の割合
- ⑤PTA会長に占める女性の割合(市町村立)(幼稚園、小学校、中学校、全体)
- 6農業委員数

<意見5>

指摘箇所:基本目標101「(3)市政への女性の意見や提言の反映と促進」と基本目標103「(3)市政へ

の関心を高める学習の促進」について

指摘内容:内容の重複があるため、整理をした方がよい。

※平成29年度第1回審議会 資料6 新旧対照表(伊達市男女共同参画プラン改定案)参照

<対応>

- ・基本目標 I の3にあった「(3) 市政への関心を高める学習の促進」について、その内容を基本目標 I の3「女性の人材育成」へ内容を取り込んだ。(改定案 P.18 参照)
- ・基本的な施策「(3) 市政への関心を高める学習の促進」の内容を下記へと変更(改定案 P.3・P.22 参照) (変更前) 市政への関心を高める学習の促進
 - ⇒(変更後)各界の男性リーダーの理解の推進

<意見6>

指摘箇所:基本目標Iの2「(3) 防災・災害復興への男女共同参画の推進」について 指摘内容:防災分野について、男性向け(市民向け)の研修機会の提供を追記しては?

<対応>

指摘内容をふまえ、具体的な事業1の内容に、下記の2点を追加。(改定案 P.20参照)

- 男女共同参画の視点からの災害対応について、参画型・体験型の学習機会を提供して、性別や年齢、国籍等に 関わらず、住民が自主的に考える学習機会を提供します。
- ・男女共生センターにおいて、復興・防災における男女共同参画を推進するための広報・啓発を行います。

<意見7>

指摘内容:基本目標 [1の3「施策の方向3 女性の人材育成の推進」のタイトル名称について

指摘箇所:現行のプランの「女性の社会参加の推進」から、「女性の人材育成の推進」へ名称変更した経緯は?

なお、次回審議会の際に、このタイトルについて検討が必要。

<対応>

1)タイトル名称の経緯について

- ・「女性活躍推進法」施行、国の第4次男女共同参画基本計画において、<u>『指導的立場となる女性人材の育成』</u> が発調されている。国の動きに連動。
- ・福島県「ふくしま男女共同参画プラン」(平成 28 年度改定)の中でも、「基本目標III 女性の活躍の推進」 「1. 女性人材の育成と経済的な地位の向上」が強調されている。県の動きに連動。

②タイトルの変更案について ※審議会当日に要協議(改定案 P.3・P.21 参照)

変更案1 … 「女性の社会参加の推進」(現行プランの継続)

変更案2 … 「あらゆる分野に参画し責任を担うことのできる女性人材の育成」(参考 福島県)

<意見8>

指摘箇所:基本目標 1/ の1の「(1)女性に対する暴力根絶についての広報・啓発」について

指摘内容:「施策の方向」と「基本的な施策」において、暴力を受ける被害者が「女性」に限定した書きぶりになっています。「被害者の多くは女性です」とあることに異論はありませんが、<u>男性も DV</u>やセクハラの被害者たりえることが見えなくなってしまうと思います。

「女性に対する暴力」ではなく、例えば、<u>性別や年齢、役職などの社会的な立場の差異などを利用した不当な暴力を根絶する、</u>などとすれば、一人一人の強みを生かす/弱みを補う環境づくりに向けた幅広い取り組みにもつながりやすくなるのではないでしょうか。回りくどいですが。

※平成29年度第1回審議会 資料6 新旧対照表 (伊達市男女共同参画プラン改定案) 参照

基本目標 IV の1の名称を変更(改定案 P.3・P.34)

(変更前) 施策の方向1 男女間のあらゆる暴力の根絶

(変更後)施策の方向1 あらゆる不当な暴力の根絶

・施策の方向1の説明文(改定案 P.34)

「男女間のあらゆる暴力の予防」を訴えるだけにとどまらず、問題の原因が構造的なものであることを 示し、「あらゆる暴力の予防」を促す文章に変更。

・基本的な施策(1)の名称を変更(改定案 P.34)

(変更前) 女性に対する暴力根絶についての広報・啓発

(変更後) 性別や年齢・役職等の社会的な立場の差異を利用した不当な暴力根絶についての広報・啓発